

# 大江町公共施設等総合管理計画【概要版】

策定:平成 29 年 3 月 第一回改訂:令和 4 年 3 月

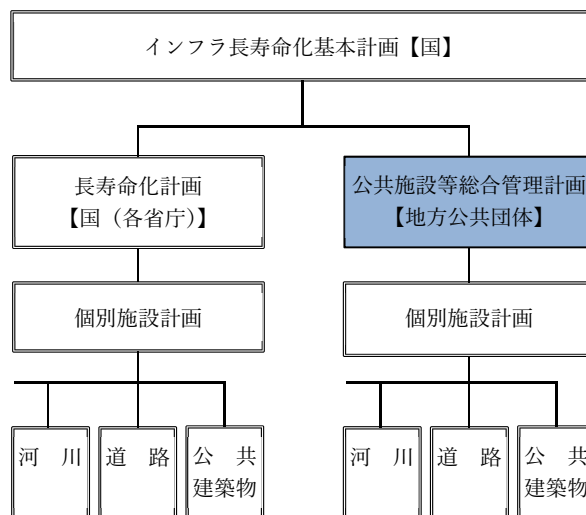
公共施設等総合管理計画とは、公共施設等がこれから一斉に更新時期を迎える一方で、地方公共団体の財政は依然として厳しい状況であること、人口減少等により今後の公共施設等の利用需要が変化することを踏まえ、公共施設等の全体を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現するための計画です。

## 1. 目的

本町の「公共施設等総合管理計画」（本計画）の改訂は、総務省より改訂された指針及び通知に基づき、平成 28 年度に策定した本計画について、策定済みの個別施設計画を反映させ、長期的及び総合的な視点を持って、中長期における費用の見込みや管理に関する基本方針、数値目標の設定などについて見直しを行うことを目的とします。

## 2. 計画期間

令和 4（2022）年度から令和 33（2051）年度までの 30 年間とします。



## 3. 対象施設

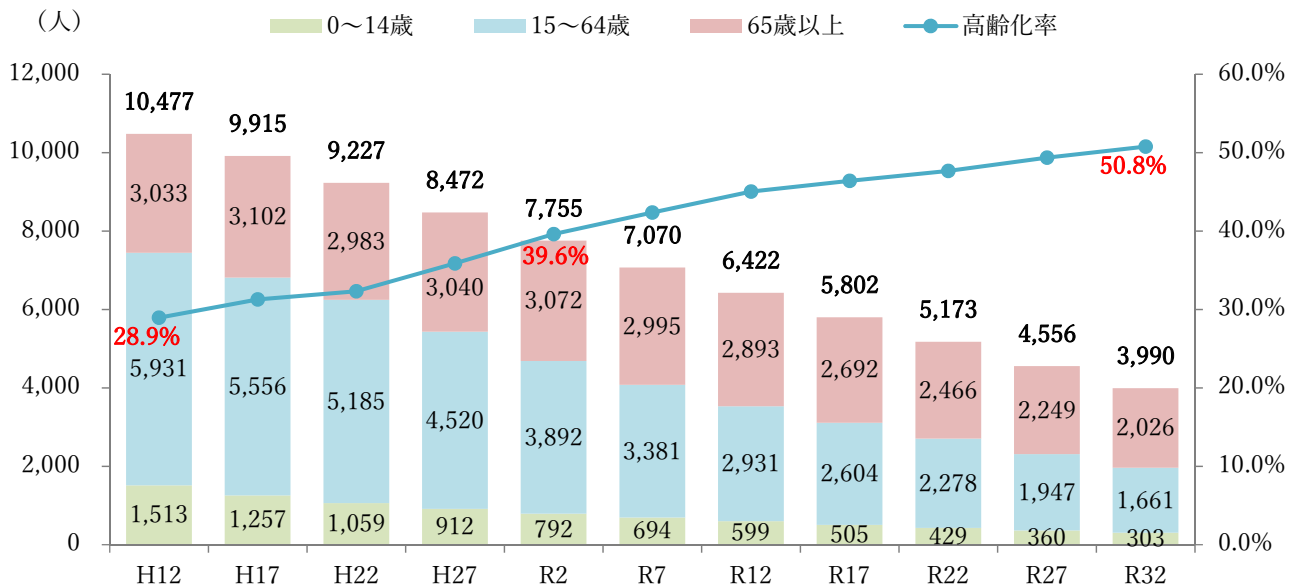
計画の対象施設は、図表のとおり、公共施設 52 施設、インフラ施設 26 施設、道路 309 路線、橋梁 98 本、上水道 92,944m、下水道 48,760mを対象とします。

施設用途		施設数	主な施設
公共施設	コミュニティ施設	8	体育センター、町民ふれあい会館、中央公民館、克雪管理センター
	福祉・子育て施設	6	シニアセンター、保健センター、にじいろ保育園、本郷東放課後児童クラブ
	交流・産業施設	14	交流ステーション、テルメ柏陵・健康温泉館、柳川温泉、山里交流館
	農林施設	9	大山自然公園、古寺休養施設、小倉交流館、麻積水林館、貫見こぶし館
	行政施設	7	役場庁舎、小漆川倉庫、スクールバス車庫、消防団ポンプ庫
	住宅施設	5	美郷住宅、西原住宅、大花住宅、みなみ団地、美郷団地
	学校施設	3	左沢小学校、本郷東小学校、大江中学校
	計	52	
インフラ施設	上水道施設	3	中央管理室、楯山配水場管理室、柳川浄水場
	下水道施設	3	浄化センター、楯山地区農業集落排水処理施設
	公園施設	20	蛍水運動公園、総合体育施設、大頭森山自然公園、森ノ宮公園
	計	26	
	道路（路線数）	309	1 級（幹線町道）、2 級（幹線町道）、農道、林道、その他町道
	橋梁（本）	98	PC 橋、RC 橋、鋼橋
	上水道（m）	92,944	導水管、送水管、配水管
	下水道（m）	48,760	排水管

## 4. 人口動向

総人口は減少傾向を示し、令和 32 (2050) 年には 3,990 人になると予想され、令和 2 (2020) 年の 7,755 人と比較すると、30 年間で 3,765 人 (48.5%) の減少となります。

高齢化率をみると、増加傾向にあり、令和 32 (2050) 年には半数以上が高齢者になることが見込まれます。



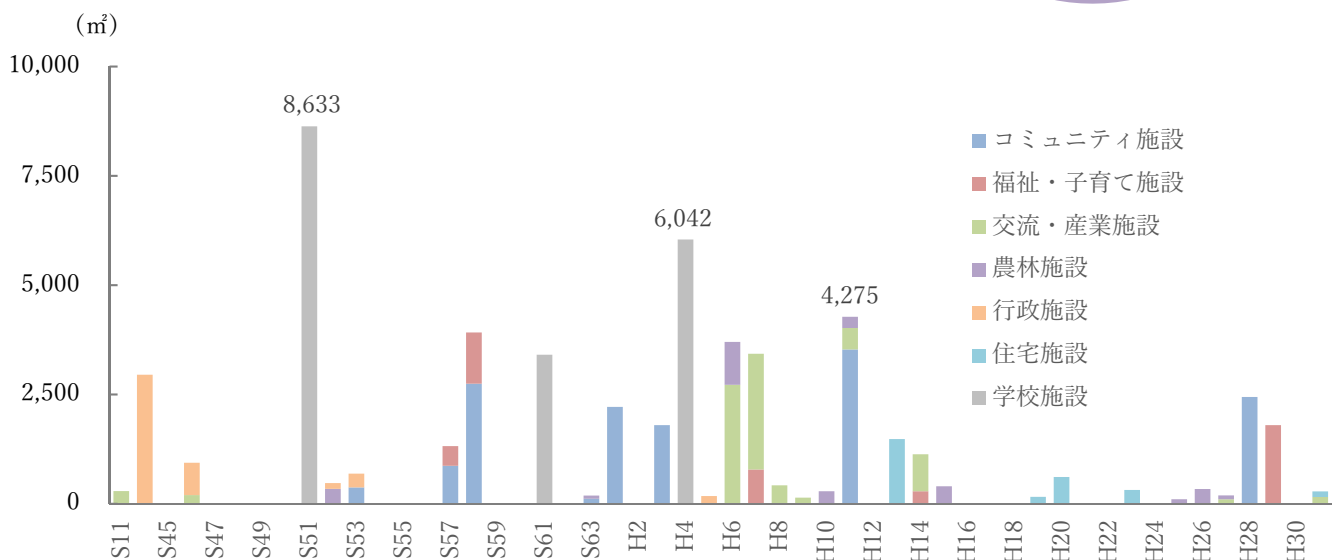
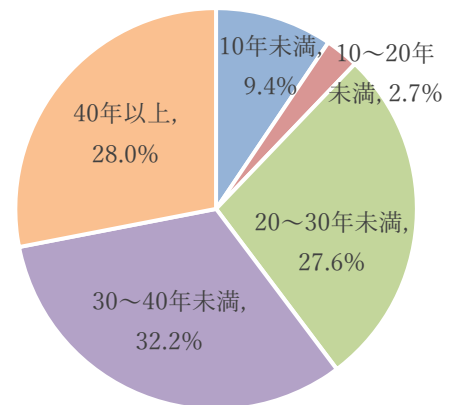
※年齢別人口には不詳を含まないため、合計は総数と合致しません。

資料：国立社会保障・人口問題研究所

## 5. 施設の現状

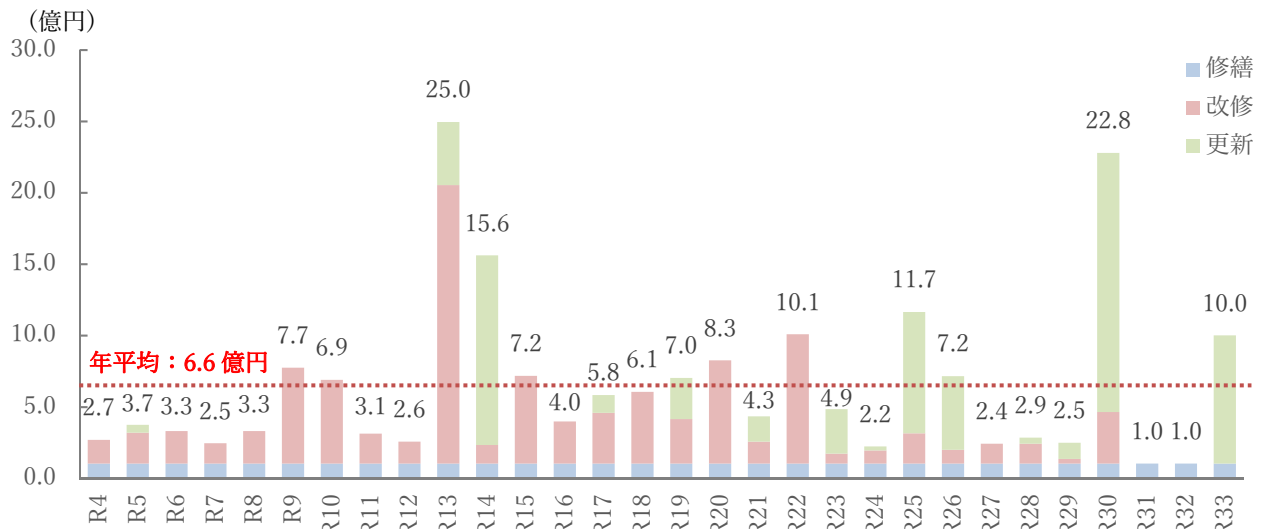
年度別施設整備量をみると、平成 6 年 (1994) 年から平成 11 (1999) 年にかけて多くの公共施設を整備してきたことがわかります。

経過年数をみると、築 30 年から 40 年未満の施設が最も多い 32.2%、次いで築 40 年以上が 28.0% となっています。築 30 年以上経過している施設は 60.2% と半数以上を占め、公共施設は全体的に古くなっていることがわかります。



## 6. 維持・更新にかかる費用

令和 2（2020）年度策定の本町の公共施設個別施設計画及び学校施設長寿命化計画の施設方針に基づくと、長期利用が見込まれる「町役場」や「保健センター」等を長寿命化した場合、令和 4（2022）年度から令和 33（2051）年度までの今後 30 年間で、197.8 億円（年平均 6.6 億円）が必要になると予想されます。



長寿命化を図ることにより、令和 4（2022）年度から令和 33（2051）年度までの今後 30 年間で、事業費は 33.3 億円（年平均 1.1 億円）削減できると試算されます。しかし、平成 25（2013）年度から令和元（2019）年度までの 7 年間の公共施設の施設関連経費は年平均 3.8 億円であることから、長寿命化を図ったとしても年間 2.8 億円が不足する見込みとなっています。

	①長寿命化 しない場合	②長寿命化 した場合	③縮減効果 (③=①-②)	④支出可能額	⑤不足額 (⑤=②-④)
30 年間	231.1 億円	197.8 億円	33.3 億円	114.0 億円	83.8 億円
年平均	7.7 億円	6.6 億円	1.1 億円	3.8 億円	2.8 億円

## 7. 公共施設等管理の基本方針

大江町公共施設等総合管理計画の推進にあたり、本町では以下の 4 つの原則を基本方針として定めます。

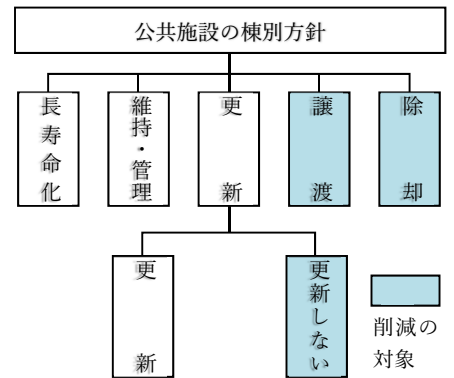
<b>【原則 1】 施設保有量の最適化</b>	従来の枠にとらわれない、類似施設や周辺施設の複合・集約化や大規模改修・更新時の用途見直しによる複合・集約化を進めることにより、規模の適正化を図ります。
<b>【原則 2】 適正な更新と大規模改修による施設の長寿命化</b>	サービス提供の必要性や施設の老朽化状況を踏まえ、各施設の使用年数に応じた適正な維持管理、更新（建替、集約、解体等）を行うとともに、大規模改修による施設の長寿命化を図ります。
<b>【原則 3】 人口分布と利用状況に応じた施設配置の最適化</b>	近隣施設の複合・集約化を図り、人口分布と利用状況に応じた利用圏域を踏まえつつ、住民一人当たり面積の適正化と施設配置の最適化を図ります。
<b>【原則 4】 民営化を基本とした施設の運営管理の見直し</b>	民間にできることは民間に委ねることを基本とし、現在の運営形態（直営、委託、指定管理、貸付等）の見直しを行い、民間のノウハウを活用した行政サービスの向上を図ります。また、施設の更新に当たっては、PFI の活用を検討します。

## 8. 計画目標

本町の個別施設計画では、更新を図らない施設、譲渡を検討している施設、除却する予定の施設は、公共施設全体の延床面積の 21.7% を占めています。

本計画では、令和 4（2022）年度から令和 33（2051）年度までの今後 30 年間で必要となる維持管理費が過去 7 年間に公共施設に投じてきた維持管理費の 1.7 倍であることを考慮し、公共施設の延床面積を約 20% 縮減することを目標とします。

また、公共施設の延床面積を 20% 縮減しても支出可能額を超過することが予測されることから、人件費削減や公共サービス拡充による使用料の徴収、PFI/PPP などの民間資金を活用した事業スキームの導入により可能な限り支出可能額に収められるよう努めていきます。



※更新には、既に建替えの時期が決まっている場合と個別施設計画で建替えと仮定した場合の 2 種類があります。

## 9. 公共施設等管理の実施方針

【実施方針 1】 点検・診断の基本方針	各施設の特性を考慮した上で、定期的な点検・診断により施設の状態を正確に把握することが重要であることから、現状行っている定期点検を引き続き適切に行っていきます。併せて、点検・診断等の実施結果を蓄積することで、施設の管理状況を適時に把握していきます。
【実施方針 2】 耐震化の基本方針	本町では平成 28（2016）年 3 月に策定した大江町建築物耐震改修促進計画に則り、安心・安全に施設を利用できるよう可能な限り早期に耐震性が確保できるよう努めていきます。
【実施方針 3】 安全確保の基本方針	点検・診断の結果により、劣化等による事故の危険性が高い箇所については、速やかに対処することとし、その際には、公共施設等の効率的な活用方法を検討することとしますが、倒壊のおそれがある建物や、用途を廃止し今後も活用する見込みのない老朽化した公共施設等については、原則として解体します。危険性が高いと認められる施設で解体を実施していない場合については、立入禁止の措置を講ずるなど、十分な安全確保に努めます。
【実施方針 4】 ユニバーサルデザインの基本方針	ユニバーサルデザインは、性別や年齢、障がいの有無に関わらず、誰もが使いやすいデザインのことを指します。公共施設は多種多様な人が利用する不特定施設であることから、改修を実施する際などは、手すりやスロープの設置などはもとより、町民の利便性向上に寄与できるよう検討を行います。
【実施方針 5】 統合・廃止の基本方針	利用状況等に照らして必要性が認められない施設については、議会や地元との調整を十分に行った上で、廃止・撤去を進めます。集会室や会議室など類似、重複した機能を有する施設を総合的にとらえ、改築に際しては、施設の集約化による機能統合を検討します。
【実施方針 6】 保有する財産（未利用資産等）の活用や処分に関する基本方針	廃止などにより有効活用ができていない建築物・土地は行政需要による活用方法の検討を行い、有効な活用ができないと判断された場合は、民間への貸付や売却などを行うことで財源の確保と管理費の軽減を図ります。

## 10. 計画の推進

本計画を推進するため、これまでの「事後保全」の考え方ではなく、「予防保全」の視点に立つという共通認識のもと、公共施設を日常的に管理している所管課と予算マネジメントを担当する総務課の連携を十分に図ります。施設の所管課は本計画に基づく施設の改修・更新実施時期を見据えた検討を行うとともに、所管施設の現状把握を行い、財源調整を十分に行ったうえで、事業内容の精査⇒事業実施⇒事業評価というサイクルを通して、評価・検証・見直しを進めます。